

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 20.4.18 第 169 回国会第 8 号

4 月 18 日、第 8 回の委員会が開かれました。

- 1 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第 67 号）  
介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（三井辨雄君外 4 名提出、第 168 回国会衆法第 24 号）  
・舩添厚生労働大臣、政府参考人及び榊原衆議院厚生労働委員会専門員並びに提出者山井和則君（民主）、園田康博君（民主）及び菊田真紀子君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 井澤京子君（自民）

- ・介護サービス事業者に対する指導監督の内容について地方自治体ごとに過度なバラツキが生じないように国として対処する必要性があるのではないか。
- ・介護保険法改正案では、介護サービス事業者が組織的な不正行為を行った場合の国と都道府県の指導監督の役割分担はどうか。また、国が介護サービス事業者の本社に立ち入り検査を行う際に都道府県も同行することは可能なのか。
- ・介護人材確保法案では、介護労働者の平均賃金がすでに認定基準額を上回っている介護事業者の場合、介護労働者の賃金に加算介護報酬分の賃金が上乗せされないという懸念はないのか。
- ・介護人材確保法案では、介護労働者の労働条件の改善が介護事業者の努力義務にとどまっているが、その実効性はどのようにして確保するのか。

## 木原誠二君（自民）

- ・介護分野における人材確保及び介護労働者の労働環境の改善に対して政府はどのように対応していく方針なのか。
- ・国は介護人材の処遇改善のために介護サービス事業者に対して人件費比率等の事業運営の指標を提示する必要性があるのではないか。
- ・介護人材確保法案では、5割の事業者が対象になると想定しているが、介護労働者の平均賃金の見込み額が認定基準額を上回れば認定されるので、想定以上の事業者が認定され予算が不足するのではないか。
- ・介護人材確保法案では、介護労働者の平均賃金額が介護事業者の努力にもかかわらず結果として認定基準額を下回った場合に加算介護報酬を返還させることは妥当と考えるのか。

## 古屋範子君（公明）

- ・介護報酬の見直しに当たっては、物価や人件費の高い都市部の介護施設の経営実態を調査し、人件費等の地域差を適正に反映させる必要があるのではないか。
- ・介護労働者の労働環境の改善のためには、賃金の引上げの他に、健康管理等の福利厚生面の充実も図る必要があるのではないか。
- ・介護人材確保法案では労働者の平均賃金が基準額を上回る事業所に介護報酬を加算するとしているが、報酬の増額分が確実に労働者の賃金引上げに結びつく保障はあるのか。

## 岡本充功君（民主）

- ・介護労働者の賃金水準は他の業種に比べて低くなっているが、引上げを図るために政府はどのような取組を行おうとしているのか。
- ・介護人材確保法案では、他の業種に従事する労働者より優先して介護労働者の待遇改善を図ることとなるが、その理由は何か。
- ・国民年金の任意加入被保険者が納付した超過分保険料について還付を可能とする法案を民主党が提出した直後に、政府が従前の運用を変更して法案内容を先取りするのは国会軽視ではないか。

## 柚木道義君（民主）

- ・岡山県津山市で高齢者虐待を理由にグループホームが指定を取り消されるが、行先が決まらない利用者がある。行政が責任を持って受入れ先を見つけるべきではないか。
- ・介護保険法改正案では、介護報酬の不正利得返還金等の債権の順位を国税等の次としているが、これは介護労働者の賃金不払いを招く可能性があり何らかの対策が必要ではないか。
- ・介護に対する国民の関心を高める「介護の日」の創設について、昨年大臣から積極的な答弁を頂いたが、その後の検討状況はどのようになっているか。

## 山田正彦君(民主)

- ・介護労働者不足が骨折等の事故の原因となっていることに鑑み、介護事故の件数を厚生労働省が把握するべきではないか。
- ・介護労働者の賃金の低さ及び離職率の高さについて厚生労働大臣はどう考えているか。
- ・自治体によっては同居の親族がいること等をもって訪問介護の生活援助の対象外としているが、介護の社会化の理念に反するのではないか。

## 園田康博君(民主)

- ・福祉人材確保指針では、福祉介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野であり、質の高い人材を安定的に確保することが喫緊の課題とされているが、これについて厚生労働大臣はどのように考えるか。
- ・「介護労働者の雇用管理の改善等の法律」に基づく「雇用管理改善計画」に示されている計画目標（介護労働者の離職率、教育・研修の実施率、仕事の満足度）について、現段階で厚生労働大臣はどのように総括しているか。
- ・介護労働者の雇用管理の改善を支援する助成金については制度創設時に比べて助成内容が縮小されているが、これを拡大するとともに計画目標を見直すべきではないか。

## 高橋千鶴子君(共産)

- ・介護施設に係る職員の配置基準が3対1となっているが、

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）
- ・舛添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。
  - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

3対1では職員の介護負担が重くなることから、早急に配置基準を見直すべきと考えるが厚生労働大臣の見解を問う。

- ・各都道府県から出された医療費適正化計画では、厚生労働省が掲げる療養病床の目標数15万床を上回って22万床が必要となるとのことだが、厚生労働省としてこの結果をどう受止めるのか。当初の目標数を見直すべきではないか。
- ・介護のために多くの人が離職を余儀なくされている現状がある。地域で介護を支えていく力を高めるべきだが、介護現場の厳しい現状を踏まえれば、国がさらに踏み込んだ対応をすべきではないか。

## 阿部知子君(社民)

- ・岡山のグループホームの指定取消しは高齢者虐待と報道されているが、食事をとる機能が低い高齢者に対する正しい介護知識をもった職員が欠けていた可能性もあり、事案に対する正確な情報を厚生労働省が把握するべきではないか。
- ・療養病床転換事業により医療保険制度の保険料財源が介護保険制度の対象となる老人保健施設等に交付されることは、保険料を給付以外に充てるべきではないとしてきた議論に逆行するのではないか。
- ・高齢化の進展により年間の死亡者数が増加し、自宅での看取り等を推進しても現在の病床数のままでは2050年で約50万人の看取りの場所が確保されないことになる。急性期だけでなく、療養病床の数についても増やしていくべきではないのか。